



Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係（毒ガス問題）第一次移送(4)(移送対策総括（琉政） 外務省外交史料館レファレンス番号：nd)
Author(s)	-
Citation	平成25年度外交記録公開(1)No.1 公開日：平成25年10月30日 外務省外交史料館管理番号：A'.3.0.0.7-1(207) CD・DVD番号：H25-001
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43780
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

移送対策總括（疏政）

2/18 日

議長
田口内務部長
府電工部、世田33位
長助紅提
中

取扱注意

1971年2月5日

第1次毒ガス移送対策に関する総括

琉球政府毒ガス撤去対策本部

第1次毒ガス移送対策に関する総括

1 概況	1
2 米軍当局の地域住民に対する安全対策	4
3 行政府の対策	5
(1) 対策決定の時期	5
(2) 対策決定の方法	6
(3) 専門家の招請	6
(4) 避難対策	7
(5) 移送期日の延期	7
(6) 広報活動	8
(7) 対策本部の組織構成	8
(8) 米軍当局との連絡体制	9
(9) 関係市町村との協力関係	10
4 移送経路	11

第1次毒ガス移送対策に関する総括

1 概況

沖縄に貯蔵されている毒ガス兵器13,000トンのうちマスタードガス150トンを送る第一次移送は、無事に1月13日陸上移送を終了し、14日毒ガス兵器マスタードガス150トンを積載した米海軍弾薬輸送船L T、ジェームズ・E・ロビンソン号は、ジョンストン島に向け、昆布栈橋から出港した。

1970年12月5日、マスタードガス150トンの移送発表がなされ、12月11日第一次移送の実施計画が明らかにされて以来、行政府は、県民の生命、財産を守り、毒ガス兵器の即時全面撤去を実現するため、第一次移送作業に対する対策をたて、実施してきた。

毒ガス兵器第一次移送計画発表直後の12月11日、米軍人による糸満町の金城トヨさんれき殺事件について、米軍事法廷は、被告に対し、無罪の判決を言い渡した。

12月20日未明、コザ市において約5,000人の群衆によつてなされたいわゆるコザ事件が発生した。

この事件は、金城さんれき殺事件に対する無罪判決も一つの要因であるが、25年にわたる軍事支配に対する県民感情がその原因である。

さらに、米軍は、12月21日国頭村の山林で実弾射撃演習を行なうと発表した。

この発表に対し、行政府、立法院、国頭村当局をはじめ、県民は強い反対の意思を表明し、国頭村は実力で射撃演習を阻止するということを決めた。

このような県民の強い反対にもかかわらず米軍当局は、12月8日から実弾射撃演習を行なう旨発表し、12月31日に演習を強行しようとしたが、国頭村民をはじめとする県民の阻止行動によつて米軍は、実弾射撃演習を中止せざるを得なくなった。

このように県民の意思を無視し、世論に逆行する米軍の行動は、県民の米軍に対する不信感に油を注ぐ結果となつた。

毒ガス兵器の輸送に関する安全基準の一つとして、米本国は、輸送経路から半径最低8キロ、最高48キロ以内の地域の住民は、事前に避難することになつており、沖縄県原水爆禁止協議会(桃原理事長代行)は発表した。

これに対し米軍当局は、移送計画は安全であるから住民が事前に避難する必要はないと説明した。

また、米軍は、防毒マスクを配布すべきであるという住民の要求に対してその必要はないと言明しながら、毒ガス移送作業従事者および報道関係者には防毒マスクを配布する。これは万一の事故に備えてのことであると説明した。

このような米軍当局の態度は、移送計画の安全対策について住民を納得させるものではなかつた。

このような米軍の態度と毒ガス兵器について住民の知識の不足とが相まつて、住民は極度の不安感におちいつている状況にあった。

また、第1次移送計画の具体的日時の発表が1月1日に行なわれたが、移送実施期日までにはあまりにも期間が短かすぎた。

さらに、毒ガス兵器移送は、行政府として初めての経験であり、時間的な制約、毒ガス兵器に対する知識の不足等から早急に具体的安全対策を決定し、住民に周知させることができない状況にあった。

このような困難な状況の中で、行政府は、主体的な立場で第1次移送計画に対処したが、その間、主席、副主席、各局長をはじめ行政府関係職員が不眠不休の態勢でとつた対策が第1次移送計画を無事終了させた。

2 米軍当局の地域住民に対する安全対策

毒ガス兵器を安全かつ完全に撤去する責任は米政府にある。

従つて、米軍当局は、住民の納得する安全基準にしたがつて、住民の納得する安全対策を講ずべき責務がある。

特に、今回の移送は、米軍に対する県民感情が悪化している時期に行なわれただけに、この点について米軍当局は十分に配慮すべきであつた。

しかし、米軍当局の態度は、若干の配慮をしていたとはいえ、全般的にみると、住民の理解、協力のもとに移送するというよりも、その計画の実施を一方的に住民に押しつけたとの印象を与えた。

このことはまた住民の不安と疑惑をより深める結果となり、行政府は住民を移送に関し協力させるのに難渋した。

米軍当局は、米本国における安全基準、輸送状況、オレゴン、ワシントン、アラスカ州等で移送が反対され、中止された理由等を具体的に県民に明らかにして、県民の不信と疑惑を除き、毒ガス兵器移送に対して、県民が協力できる体制を米軍自らの責任で積極的につくり出すべきである。

3 行政府の対策

第1次移送計画が発表されて以来、行政府は、その対策にあたってきたのであるが、このような対策は初めての経験であること、毒ガス兵器に対する知識が不足していたこと、沖縄に毒ガス専門科学者がいなかったことなどから早急に行政府の対策を立てることができなかつた。

しかし、対策本部を設置して行政府としての対策体制を確立し、糸洲主税局長、上里総合対策室長を上京させての対策研究調査、専門家の招請と専門家による安全確認、地域住民に行政府の方針についての理解を深め、地域住民との協力体制および安全体制を確立するための対話集会、沿道部落への職員の配置、情勢に適應した移送日時の延期、米軍当局に対する強力な折衝、1月9日から1月13日に至る間の不眠不休の態勢による対策等行政府の一連の措置が第1次移送を無事に終了させたのである。

(1) 対策決定の時期

行政府は、1月5日の対策本部会議で第1次移送に対する対策を決定したが、これは時期的に遅すぎた。

この点については十分反省し、今後は早急に対策を決定し、十分に地域住民の理解を得ることのできるだけの時間的余裕をもつように努めなければならない。

1月5日に対策を決定した後は、行政府は対策によつて行動したのであるが行政府のとつた一連の措置は全般的にみて適切な措置であつたと評価する。

(2) 対策決定の方法

対策の内容は、少なくとも地域住民を納得させるものでなければその実効性は期し難い。

従つて、対策内容に、地域住民、政党、関係団体等の意見を反映させることのできる態勢を確立する必要がある。

そのため、今後地域住民との対話集会の充実強化、関係市町村当局、立法院との連絡の強化、政党、各団体との意思の疎通をはかる必要がある。

(3) 専門家の招請

行政府は、毒ガスの性状、容器の点検、輸送の安全確認のため毒ガス兵器専門科学者の立会を米軍に要求し、それを実現させた。

行政府は、本土政府に対して専門家の派遣を要請し、本土政府もこれを受け入れ5人の専門家を派遣した。

1月5日行政府も独自で4人の専門家の招請を決定し、1月8日来県（1名は9日来県）し、安全確認のため行政府代表として4人の専門家とともに知念副主席を決定し、これに立会させた。

これら立会いの専門家が第1次移送において果たした役割は大きなものがあつた。

特に10台のトレーラーで運搬される予定のものが9台のトレーラーで運ばれた事実に対し、立会いの専門家がただちにこの真相を解明し、県民を納得させ、混乱と疑惑を防止することができた。

今後の移送に際しても専門家の招請については、考慮する必要がある。

(4) 避難対策

行政府は、専門家の意見をきき、科学的に十分検討した結果避難対策として、事前に避難する必要はない、万一の事故の場合についての避難対策を講ずるとの方針を決定したのであるが、今回の移送の場合、この方針は適切であつたと評価する。

しかしながら11日の段階で科学的な危険性は別として住民の不安感を除去し、第1次移送を混乱なく行なわせるため、自主的避難に対して協力するという態度をとつたのであるが、これら一連の措置は、情勢に対応したものであり、やむを得ない措置であつた。事前避難の要否は、第2次以降の移送に際しても、直面する問題である。

この問題の解決については、毒ガスの性状、容器の性状、米本国における輸送状況、安全基準等について科学的に安全度を確認、調査し、科学的資料を基礎にして地域住民、政党、立法院、関係市町村、関係団体等と意思の疎通をはかり、事前避難の要否について、合意に達するよう努力する必要がある。

(5) 移送期日の延期

行政府は、10日美里村が移送阻止を決定し、復帰協が5,000人動員して美里村と共に移送を阻止することを決定し、さらに中頭地区教職員会が、午後7時から北美小学校で移送阻止大会を開いて阻止行動に入っている情勢にあつたため、11日に混乱なく移送を行なうことは困難な状況にあると判断して高等弁務官に対し、移送期日の2日間の延期を申入れた。

この申入れに対し、高等弁務官は、ワシントンの国防総省に指示を求め、11日午前1時移送期日を2日間延期することとした。

12日行政府は、美里村の要請に基づき、移送時間を午前8時30分から午前10時に変更するよう高等弁務官に申入れたところ、高等弁務官はこれを了承した。

2日間という期間は長くもなく短くもない適切な期間であり、午前10時という時間は、円滑に避難を行なうのに適した時間である。

この二つの措置は混乱なく移送を行なわせるため、情勢に適應した適切な措置であつた。

(6) 広報活動

行政府は、対話集会、部落懇談会、ビラ配布等の方法で広報活動を行なってきたが、広報活動としては不十分であり、行政府の対策を十分地域住民に周知させることができなかつた。

今後、行政府としては政府刊行物の活用、マス・コミの協力、対話集会の充実強化等の方法によつて広報活動の充実をはからなければならない。

(7) 対策本部の組織構成

対策本部は、行政主席を本部長、副主席を副本部長、各局長を本部員として構成し、関係局の部長で対策本部幹事会を

構成し、総務局総合対策室が対策本部の事務を処理するという組織となっている。

この組織体制は、行政府全体が力を結集して対策にあたることのできる体制である。

しかしながら、第2次移送に備えては、①幹事を全局から選任し、②事務局体制を強化する必要がある。

(8) 米軍当局との連絡体制

行政主席は、高等弁務官に対し、毒ガス兵器を安全に移送するため、行政主席が必要とするときは、いつでも何時からでも会見することを申し入れたところ、高等弁務官は、これを了承した。

このことによつて、行政主席と高等弁務官との連絡体制は確立された。

このように連絡体制が確立されていたため、①専門家の招請を時日を要せずして実現することができ、②行政府招請専門家の知花弾薬貯蔵庫の立入りが予定どおり行なわれ、③移送期日の延期、時間の変更が情勢に即応して実現し、④9台のトレーラーに150トンのマスタードガスが積載されたかどうか、立会いの専門家に調査を依頼し、確認させることができたのである。

これらのことは、第1次移送を混乱なく行なわせた要因である。

(9) 関係市町村との協力関係

10日以後は、関係市町村と行政府の協力関係はある程度確立されたが、全般的にみてその協力関係が十分であつたとはいえない。

しかし、毒ガス移送は初めての経験であつたし、いろいろとまどうこともあつたと考えられるが、関係市町村当局および各区民ともよく協力して事にあつたものと評価する。

今後とも住民の安全対策については、行政執行の担当者たる政府と市町村が相互に緊密な連絡をとつて協力し、これに対処しなければならない。

4 移送経路

美里村は、第1次移送計画が明らかにされて以来、経路は住民地域を通らないように変更すべきであると要求し、変更案（知花弾薬貯蔵庫から軍事基地を通り、栄野比と東恩納の間に出る経路）を提示した。

行政府としても、住民地域を避ける方向で移送経路の変更を要求するとの方針を決め、美里村提案の経路の現場調査を行ない、米軍に対し、経路の変更を要求した。

また、第1次移送に際しては、次回の移送からは経路変更の確約を米軍から取りつけることが、移送阻止行動を行わない条件の一つとなつたほどこの問題は安全対策の重要な要素となつている。

これに対し、高等弁務官は経路の変更についての検討は約束したが、変更の確約をするに至っていない。

この問題は、道路の新設、造成、補修を必要とするので工期と移送との関係から早急に決定するよう米軍に要求しなければならない。

移送経路の変更についての具体的提案は、美里村案（2案）のほか石川市案、具志川市案、建設局試案があるが、いずれの案も関係市町村民の合意を得ることができない状況にある。

しかし、現実の問題として、この5案以外には考えられないのであり、この5案のうちいずれかの経路をとらなければ、毒ガス兵器を移送することができないことは自明の理である。

したがって、行政府は、この5案の長短および問題点を明らかにして、立法院、関係市町村、関係団体、地域住民と意思の疎通をはかり可能な限りの合意を得て、早急に米軍に要求できる体制をとらなければならない。